

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)8月15日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】元利均等分割返済方式に基づき,借主から約定の毎月の返済額を超過する額の支払がされた時の充当関係につき将来発生する債務(利息)に充当する旨の判断が,当事者間の合意がある等の特段の事情の有無についての審理未了を理由に差戻された事例(平成26年7月24日最高裁平成24年(受)第2832号)

【2】元利均等分割返済方式に基づき,借主から約定の毎月の返済額を超過する額の支払がされた時の充当関係につき,利息に充当される旨の当事者間の合意の有無,および期限の利益を喪失したとの貸金業者の主張について原審が判断を遺脱したとして差戻された事例(平成26年7月29日最高裁平成25年(受)第78号)

【3】Xは所有する建物が全焼したとして保険会社Yに火災保険金を請求したが,Yはこれを放火と判断し請求を拒否したためXが提訴。原審がXの請求を棄却したためXが控訴したが,本件火災はXの故意によるものと認定し,控訴を棄却した事例(平成25年10月24日東京高裁平成25年(ネ)第2993号)

【4】バイパス道路延伸工事につき沿道居住者,営業者らが同工事の差止め,損害賠償等を求めた事案。生活妨害は軽微で受忍限度を超えない,将来の賠償請求の訴えは請求権として不適格,その余の損害賠償請求については慰謝料として一部認容とした事例(平成26年1月29日広島高裁平成22年(ネ)第320号)

【5】交通事故で傷害を負ったXが,約20年経過後に自賠責保険の事前認定を受け,加害者Yに損害賠償請求を提訴した事例で,請求権の消滅が争点となったが,除斥期間内の権利行使とみなしXの請求を一部認容(平成25年10月11日水戸地裁下妻支部平成25年(ワ)第45号)

【6】産院で出生した子Xが取り違えられたとして産院開設者Yに損害賠償を請求,Yは子の引渡しから10年以上経過しているとして消滅時効を主張した事案。損害の特殊性に鑑み消滅時効の起算点をDNA鑑定の結果が示された日として時効の完成を認めず請求の一部を認容(平成25年11月26日東京地裁平成24年(ワ)第20781号)

【7】植込み型補助人工心臓の治験に参加し,その後死亡したAの遺族が治験を行った大学病院を治験実施計画書に違反したとして損害賠償請求した事例。被告は治験の除外規定に違反したと判断したが,Aは手術なしでも長い生存が期待できなかった等として賠償額を減額(平成26年2月20日東京地裁平成23年(ワ)第21738号)

【8】町立保育所の園児らが東日本大震災後の津波にのみ込まれて死亡した事故について遺族である原告らが町に対し主位的に保育委託契約の債務不履行,予備的に安全配慮義務違反等を主張し損害賠償を求めた事案。園側は危険性を予見できなかった等として請求を棄却(平成26年3月24日仙台地裁平成23年(ワ)第1753号)

【9】亡Aがメモ用紙に書いたとされる遺言につき遺言執行者が選任されたが,民法968条1項の「日付」の記載を欠いているので無効,又多額の資産を法定相続人ではない者に死因贈与する意思を表明した文書としては不自然として死因贈与の執行も認めなかった事例(平成26年4月25日東京地裁平成25年(ワ)第11471号)

(商事法)

【10】Xに信用状債務の支払いを求められた信用状開設銀行Yが,信用状記載の内容と分析証明書の内容に不一致があるとしてXの請求を争った事案。両文書に食違いはあっても,「PENALTY」条項による調整代金額をもって請求がなされているとしてYの主張を排斥した(平成24年9月26日東京高裁平成24年(ネ)第2614号)

(知的財産)

【11】Xは「安全後退用針を備えたカニューレ挿入装置」の発明につきXの先願発明とYの本件発明が実質的に同一であるとして,Yの特許に係る無効審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事案。両者は構成のみならず作用

効果の差異も顕著としてXの請求を棄却(平成23年9月29日知財高裁平成22年(行ケ)第10377号)

【12】日航機墜落事故に関しY1が著述しY2が発行した書籍に、事故犠牲者遺族Xの著述した書籍の複製又は翻案に当たる部分があるとしてXがYらにYの書籍の複製、頒布差止、廃棄並びに損害賠償を求めた事案。Xの主張を認めた原審に対しYが控訴したが、棄却された(平成25年9月30日知財高裁平成25年(ネ)第10027号)

【13】特許権者が特許無効審判の無効審決の取消しを求めた事案であって、本件発明である「照明装置」が甲16発明、甲17公報記載の事項及び技術常識に基づいて当業者が容易に発明をすることができるとした審決には誤りがあるとして審決が取消された事例(平成26年7月17日知財高裁平成25年(行ケ)第10242号)

【14】「ネットワークおまかせサポート」の文字からなる本願商標は自他役務の識別標識として機能し得ないものというべきで、商標法3条1項3号に該当し登録を受けることができないとした拒絶審決に対する取消訴訟。複合語として認識されるとして原告請求を棄却(平成26年8月6日知財高裁平成25年(ワ)第30183号、平成26年(行ケ)第10056号)

【15】上段に「MAGGIE」と横書きし下段にアラビア語を横書きした本願商標は「マギー」という称呼が生じる引用商標に類似するから本願商標は商標法4条1項11号の規定により登録を受けられないとの審決に対する取消訴訟。審決での「類似性」を是認し原告請求を棄却(平成26年8月7日知財高裁平成25年(行ケ)第10298号)

【16】特許権者である原告が被告製品の製造販売等の差止め等を求めた事案であって、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるから原告は被告に対し本件特許権を行使することができない(特許法104条の3第1項)として請求が棄却された事例(平成26年7月17日東京地裁平成25年(ワ)第7569号)

(民事手続)

【17】町民が産廃最終処分場に対する産廃事業許可の取消等を求め原告適格が争点となった事案。廃棄物処理法の関連規定は健康又は生活環境に著しい被害を受けないという具体的利益を保護するもので具体的利益は一般的公益の中に解消させられないとして原告適格を肯定(平成26年7月29日最高裁平成24年(行ヒ)第267号)

【18】土地建物の売買代金債権が準消費貸借の目的とされた場合、旧債務にかかる売買代金債権は消滅し、当該不動産に対する留置権も消滅するとして、当該不動産の競落人の申立てにかかる引渡し命令に対する執行抗告が棄却された事例(平成26年2月28日東京高裁平成25年(ラ)第2377号)

(刑事法)

【19】次回結審予定の連続・準強姦(未遂)事件の被告人の保釈請求が条件付きで許可され、これに対し検察官が抗告、東京高裁が保釈を取消したため弁護人が特別抗告した。保釈決定を却下した決定には違法があるとして原決定を取消し、原々決定に対する抗告を棄却した(平成26年3月25日最高裁平成26年(シ)第136号)

【20】2名を殺害、1名を負傷させた元厚生事務次官宅連続襲撃事件の裁判で死刑を科刑された被告人が量刑不当等を主張して控訴。控訴が棄却されて上告。犯行の残忍性、被害者の処罰感情の峻烈さ、社会的影響の大きさ等から死刑はやむなしとして上告が棄却された(平成26年6月13日最高裁平成24年(あ)第193号)

【21】国から占用許可を得て市が公園の一部として開放し維持管理していた人工砂浜での埋没事故について、同砂浜を含む海岸の工事、管理に関する事務を担当していた国土交通省職員に同砂浜に関する安全措置を講ずべき業務上の注意義務があったとされた事例(平成26年7月22日最高裁平成24年(あ)第1391号)

【22】傷害致死の事案につき懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例(平成26年7月24日最高裁平成25年(あ)第689号)

【23】逃亡犯罪人引渡法35条1項の規定が、同法14条1項に基づく逃亡犯罪人の引渡命令につき行政手続法第3章の規定の適用を除外し改めて当該逃亡犯罪人に弁明の機会を与えていないことが憲法31条違反かが争われたが、最高裁は同31条の法意に反しないと判示(平成26年8月19日最高裁平成26年(行ト)第55号)

(社会法)

【24】1年間の任期でY市の非常勤職員に任用され、以降再任用を繰り返されてきたXが同市の退職手当に関する条例に基づき退職手当の支払いを請求し提訴。一審判決はXを特別職として請求を棄却したためXが控訴。1審判決を取消しXを一般職員とみなし請求を認容(平成25年12月12日福岡高裁平成25年(行コ)第27号)

【25】痩身エステのエステティシャンが、異動後上肢障害を発症し労災の休業補償給付を請求したところ不支給処分を受けたので、その処分の取消を求めた事案。Xが上肢に負荷を掛けるマッサージに携わっていたこと等を認め、業務起因性を肯定し不支給処分を取消した(平成26年1月27日東京地裁平成22年(行ウ)第718号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成26年7月24日 最高裁HP

平成24年(受)第2832号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/084347_hanrei.pdf

元利均等分割返済方式によって返済する旨の約定で金銭消費貸借契約が締結された場合において、借主から約定の毎月の返済額を超過する額の支払がされたときの充当関係につき、将来発生する債務、すなわち毎月の支払期日における元本だけでなく利息にも充当される旨の原審の判断が、当該超過額を将来発生する債務に充当する旨の当事者間の合意があるなど特段の事情の有無について審理判断しないままなされたことを理由に、差し戻された事例。

(理由)

元利均等分割返済方式によって返済する旨の約定で金銭消費貸借契約が締結された場合において、借主から約定分割返済額を超過する額の支払がされたときには、当該超過額を将来発生する債務に充当する旨の当事者間の合意があるなど特段の事情のない限り、当該超過額は、その支払時点での残債務に充当され、将来発生する債務に充当されることはないとは解するのが相当である。また、借主から利息制限法1条1項の制限を超えて利息として支払われた部分は、当然にその支払時点での残債務に充当される(最高裁昭和35年(オ)第1151号同39年11月18日大法廷判決・民集18巻9号1868頁参照)。

(2) 最三判平成26年7月29日 最高裁HP

平成25年(受)第78号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/084341_hanrei.pdf

元利均等分割返済方式によって返済する旨の約定で金銭消費貸借契約が締結された場合において、借主から約定の毎月の返済額を超過する額の支払がされたときの充当関係につき、将来発生する債務、すなわち毎月の支払期日における元本だけでなく利息にも充当される旨の原審の判断が、当該超過額を将来発生する債務に充当する旨の当事者間の合意があるなど特段の事情の有無について審理判断しないままなされたこと及び期限の利益を喪失したとの貸金業者の主張について判断を遺脱したものであることを理由に、差し戻された事例。

(理由)

元利均等分割返済方式によって返済する旨の約定で金銭消費貸借契約が締結された場合において、借主から約定分割返済額を超過する額の支払がされたときには、当該超過額を将来発生する債務に充当する旨の当事者間の合意があるなど特段の事情のない限り、当該超過額は、その支払時点での残債務に充当され、将来発生する債務に充当されることはないとは解するのが相当である。

また、原審は、期限の利益を喪失したとの貸金業者の主張について判断を遺脱したものである。

(3) 東京高判平成25年10月24日 判例タイムズ1401号213頁

平成25年(ネ)第2993号 保険金支払等請求控訴事件(控訴棄却・確定)

XはY(保険会社)に対し、X所有建物が火災により全焼したとして火災保険金を請求する等したが、原審は、Yの依頼した分析会社の調査意見書及び専門家の意見書等に基づき、出火場所は消防がXの説明等に基づき認定した洋室南東側外壁部分のみではなく、同北西側床面にも存在し、ここにXが多量の灯油を撒き出火したことも認められ、同南東側外壁の出火についてもXの作為による蓋然性があるとして、Xの故意による放火と判断し請求を棄却した。Xが新たな専門家の意見書等を提出し控訴したところ、本判決は、出火原因は、洋室南東側外壁からの火が洋室内に多量に撒かれた灯油に引火したものであり、灯油の散布者はXしか考えられないこと、この点に関するXの説明が合理性を欠くこと、出火の事情についてのXの説明が信用できないこと等から、本件火災がXの故意によるものであることを認定し、控訴を棄却した。

(4) 広島高判平成26年1月29日 判例時報2222号9頁

平成22年(ネ)第320号 国道二号線道路公害差止・損害賠償請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却、追加請求一部却下(上告・上告受理申立て))

広島市内の幹線道路(国道2号線)沿道の居住者、並びに営業者及び勤務者が、バイパス道路の延伸工事の差止め、走行する自動車の一定量以上の騒音及び汚染物質を伴う道路供用の差止め、並びに国家賠償法2条1項等に基づく損害賠償を求めた事案において、1 国道43号線道路供用差止請求事件最高裁判決(最二判平成7年7月7日・民集49巻7号2599頁)を引用して、人格権に基づく道路の供用差止請求が認められる判断基準を示し、被侵害利益が健康被害か健康被害に至らない程度の生活妨害に止まるかが差止請求の違法性判断に大きな影響を与えるととして、受忍限度を超えるものと認め

られるかどうかを検討し、生活妨害はあるが軽微なものに止まり、受忍限度を超えるものになっているとはいえないとして、工事差止め及び道路供用差止めの各請求は認めず、

2 損害賠償請求のうち、控訴審口頭弁論終結日の翌日以降の将来の損害賠償請求についての訴えは、大阪空港事件最高裁判決(最三判平成19年5月29日)を引用して、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しない、として却下し、

3 その他の損害賠償請求については、国道43号線損害賠償請求事件最高裁判決(最二判平成7年7月7日・民集49巻7号1870頁)を引用し、営造物の供用が第三者に対する関係において受忍限度を超える被害を生じさせているかどうかの判断基準を示し、(ア)道路の供用差止と損害賠償請求では違法性判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかはおのずから相違があり、健康被害に至らない生活妨害に止まる場合であっても請求が認められるべき場合がある、(イ)道路沿道の居住者のほか、営業者及び勤務者についても、被害と本件道路から受ける利益との間には彼此相補の関係は認められないから、慰謝料の請求が認められる場合がある、(ウ)道路騒音について、昼間屋外値Leq65db、夜間屋内値Leq40dbを上回る場合、受忍限度を超える被害が生じている、などと判示し、原告それぞれにつき受忍限度を超えたかどうかを識別し(なお、騒音によって健康被害が発生していることは認めなかった)、(エ)居住者については上記の各基準を上回る場合には日額250円、上記の基準のみを上回る場合には日額100円、上記の基準のみを上回る場合には日額150円、勤務者については、上記の基準を上回る場合だけが問題になり、居住者同様日額100円、の各慰謝料額に相当する精神的損害が発生していると評価するのが相当である、とし、慰謝料請求を一部認容(これに伴う1割の弁護士費用も認容)した事例。

(5)水戸地裁下妻支部判平成25年10月11日 判例時報2222号83頁

平成25年(ワ)第45号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Yを加害者とする交通事故により平成4年12月29日に脳挫傷等の傷害を負ったXが、入通院して治療を受け、平成24年8月8日整形外科医師により症状固定の診断を受け、同年9月26日自動車損害賠償責任保険の事前認定手続により後遺障害について併合10級に該当する旨の認定がなされたため、平成25年2月23日、Yに対して損害賠償請求を求める訴訟を提起した事案において、訴訟提起まで20年以上が経過しているためXの損害賠償請求権が民法724条後段の期間の経過によって消滅しているかどうか争点となった。

裁判所は、Xに対して事前認定の結果が出る前に訴訟提起を求めることは困難であり、事前認定を受けても訴訟提起するには6か月間は通常必要であることから、Xが事前認定の手続を進めて訴訟提起するまでの経過は、Xが本件交通事故による損害賠償請求権を行使する一連一体の行為と捉えることができ、交通事故から20年の除斥期間内において権利行使がされたと見るのが相当であるから、これによって除斥期間の満了は阻止されたことになると判断するのが相当だとして、民法724条後段の適用を認めず、Xの請求を一部認容した。

(6)東京地判平成25年11月26日 判例時報2221号62頁

平成24年(ワ)20781号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、X1及びその実弟と主張する他の原告ら(X2ら)がA産院の開設者Yに対し昭和28年3月30日に相前後して出生したX1とBが取り違えられ真実の両親(C夫婦)と異なる夫婦(D夫婦)に養育されることになったとして債務不履行に基づく損害賠償請求を求めたものである。Yは子の引渡時から10年以上経過しているとして消滅時効を主張した。

本判決は、権利の内容、性質に照らし、客観的、合理的に見て権利行使が期待できないときは時効の進行を否定すべき場合があり、損害の特殊な性格に由来して時効の起算点に通常の場合と異なる配慮が必要となる場合があるとして、消滅時効の起算点をDNA鑑定の結果が示された日であるとして時効の完成を認めず、X1に3200万円、X2らにそれぞれ200万円の限度で請求を認めた。

(7)東京地判平成26年2月20日 判例時報2223号41頁

平成23年(ワ)第21738号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、被告の開設する大学病院において、植込み型補助人工心臓の安全性及び有効性を評価するための治験に参加して、その植込み手術を受けた者(以下、「A」という。昭和42年生まれ的女性)が、術後約1年3か月後に胃穿孔を起こし、その約1月後に脳出血により死亡したとして、その遺族である原告らが、本件植込み手術の実施は、治験実施計画書(プロトコル)に違反するものであるなどとして、被告に対し、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案である。

原告らは、本件プロトコルにおいては、体表面積が1.4㎡より小さな患者は治験に参加できないと除外基準に定められており、Aは除外基準に該当していたと主張し、一方、被告は、本件プロトコルにおいて、体格の測定については「直近、または、入院時のデータで可とする」とされており、入院時(手術の約11か月前)において、体表面積は1.48㎡であったと認められ、除外基準に該当していなかったと主張した。

本判決は、治験の実施におけるプロトコル中、少なくとも人体に対する安全性に関わる事項については、被験者保護の観

点からも、医療行為の場合と比べてより慎重な対応が図られ、厳格な解釈がされるべきであり、安易に治験実施者の裁量を認めることは相当でないとした上で、本件の除外基準は、人体に対する安全性に関わる事項を定めるものであることは明らかであり、「入院時」とは、当該植込み手術を目的として入院した時点を選定したものであり、それ以前に何らかの目的で入院した時点を目指すものではないと解すべきであり、Aは、本件の除外基準に該当していたといわざるをえず、また、プロトコルの内容は、合意の一部を形成するものといえ、その違反は、民法上の違法性を有するものと認められるとして、損害賠償請求を認めた。

ただし、本判決において、原告らは、被告に対し、合計金3114万1027円の損害賠償請求を求めていたが、Aは、当該植込み手術を行わなかった場合、長い生存が期待できるとはいいい難い状況にあり、そのような状況の中で、被告が、Aの救命につながることを願って、当該植込み手術に踏み切ったものと理解でき、本件における被告の義務違反の程度は必ずしも重大なものとはいいい難く、また、手術後1年半余り生存したことなどを踏まえて、Aの死亡慰謝料は金500万円と認定し、総損害額として認定されたのは金859万1027円であった。

(8) 仙台地判平成26年3月24日 判例時報2223号60頁

平成23年(ワ)第1753号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、町立の保育所の園児らが東日本大震災後の津波にのみ込まれて死亡した事故について、その遺族である原告らが、当該町に対し、主位的に保育委託契約の債務不履行、予備的に同契約の付随義務違反である安全配慮義務違反、又は国賠法上の違反及び過失を主張し、損害賠償を求めた事案である。

本件保育所は、海岸線から内陸に1.5キロメートル入った位置に所在していたことから、当該町は、地震時の対策を定めていたが、津波が到達することは想定しておらず、津波を想定した避難訓練は実施しておらず、本件保育所は、津波浸水予測区域に含まれていなかったため、本件地震発生時、本件保育所に津波の危険があると認識していなかったことから、本件保育所に津波が到達することに危惧感をもたず、その予見はなかった。

ただし、その後、気象庁による津波警報が出されたことや、また、NHKが各地に津波が到達し始めている映像を中継報道するなどしていたことからすれば、当該町にも予想された高さを超える津波が到達することが予見することができた状況であったといえるが、単調な弧を描く当該町の海岸線からみて、この津波による浸水範囲が更に内陸に広範囲に拡大することを予測し得るとはいいい難いことから、当該町の災害対策本部長を兼ねる総務課長において、本件保育所に津波が到達し得る危険性を予見することができなかつたといえ、また、本件保育所の保育士らにおいても、当該町の災害対策本部を訪ね、当該町の災害対策本部長を兼ねる総務課長から現場で待機するように指示を受けており、本件保育所に津波が到達する危険性を予見できたとはいえなかつた。

そのため、当時の状況に照らして、本件保育所の保育士らに園児の誘導について義務違反を認めることはできず、本件保育所の所長にも園児の避難につき適切な避難方法を指示すべき義務違反を認めることはできないこと、また、上記のとおり、当該町では津波の到達も予見できなかったことから、当該町に保育委託契約の債務不履行を認めることはできず、当該町の総務課長、保育士らの行動に安全義務違反があったとも認められず、国賠法1条1項の過失を認めることはできないと判示した。

(9) 東京地判平成26年4月25日 金法1999号194頁

平成25年(ワ)第11471号 預金払戻請求事件(請求棄却)

本件は、亡Aの遺言執行者に選任されたXが、ゴルフクラブの名称が入ったメモ用紙に、「委任状」、「私Aは下記のことを代理人と定め一切の権限を委任します」、「遺産についても同様全て相続する」、「B」、「6月27日」(「年」についての記載はない)と記載され、これにAの住所氏名の記載及び押印がされた書面(本件書面)をもって、(1)亡Aは、平成24年6月27日にその遺産をBに包括遺贈する旨の自筆証書遺言をした、(2)自筆証書遺言が方式違背により無効であるとしても、亡AとBとの間で、同日、亡Aの全財産をBに死因贈与する旨の契約が成立したと主張して、遺言執行者としての権限に基づき、Y銀行に対し、亡A名義の預金の払戻しとこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。なお、Bが本件書面につき、裁判所で遺言書の検認を受けた上、遺言執行者の選任申立てを行い、Xが遺言執行者に選任された。

本判決は、(1)本件書面には、暦上の特定の日の表示がなく、民法968条1項にいう「日付」の記載を欠くといわざるを得ないから、本件書面が亡Aの自書による遺言書であったとしても、自筆証書遺言としては無効というほかないとして、したがって、本件書面による自筆証書遺言の執行として預金の払戻しを求めるXの請求には理由がないと判示した。また、(2)本件書面は、そのAの住所氏名の記載が、Aの自書と認められる印鑑届、麻酔同意書、手術同意書等の記載とは筆跡が相当異なり、Aの自書により作成されたものであると認めるとはいえないとしたうえ、6000万円を超える預金債権や自宅の土地建物など少なからぬ資産を有していた者がその全財産を法定相続人ではない者に死因贈与する意思を表明するために作成した文書としては余りに不自然な体裁であるとして、本件書面による死因贈与の執行として預金の払戻しを求めるXの請求にも理由がないと判示した。

【商事法】

(10) 東京高判平成24年9月26日 金法1999号180頁

平成24年(ネ)第2614号 信用状債務請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

本件は、石炭をはじめとする原料の供給事業等を業とするXが、訴外A社との間で締結した石炭の売買契約について開設された荷為替信用状(本件信用状)に基づき、信用状開設銀行であるYに対し、同信用状の規定を踏まえて調整した信用状債務の支払いを求める事案である。Yは、我が国裁判所が本件に関する管轄を有することを争うとともに、本件信用状記載の内容と、本件信用状により呈示が要求された書類(本件呈示書類)中の分析証明書の記載内容との間に不一致(本件ディスクレ)が生じていることを理由にXの請求を争っている。原判決は、本件呈示書類に記載された石炭の仕様上の数値が、本件信用状における「商品の記述」に定めるところに達していないことを理由に本件ディスクレの存在を認め、Xの請求を棄却したため、Xが控訴した。

本判決は、まず、本件の国際裁判管轄について、東京地方裁判所に義務履行地の管轄が認められるうえ、我が国で裁判を行うことに当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があるとも認められないため、我が国に国際裁判管轄が認められるとした。次に、本件呈示書類が本件信用状を充足しているかについては、本件呈示書類に記載された石炭の仕様上の数値と、本件信用状における「商品の記述」に記載されたそれとの間では食い違いがあったものの、本件信用状には、そのような場合の価格調整規定であると解される「PENALTY」条項が存在し、当該「PENALTY」条項による価格調整(減額)がなされた代金額をもって請求がなされているものであるから、本件ディスクレは存在しないとした。なお、本件では上記に加え、本件呈示書類を再呈示する必要があるかも争われていたが(Yが同時履行の抗弁権を主張している。)、この点についても、本判決は、本件呈示書類はすでに一度呈示されており、石炭の現実の引渡しも済んでいるのであるから、石炭が他に売却されたことによってXが得た利益をYその他との間でそのように分配(調整)すべきかは、本件とは別個に解決される問題であるなどとして、Yの主張を排斥した。

【知的財産】

(11) 知財高判平成23年9月29日 判例タイムズ1401号250頁

平成22年(行ケ)第10377号 審決取消請求事件(請求棄却・上告受理申立)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/692/081692_hanrei.pdf

Xは、「安全後退用針を備えたカニューレ挿入装置」の発明につき、Xの先願発明()とYの本件発明()が実質的に同一であるとして、Yの特許に係る無効審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた。 は、歯科用注射器において注射終了後、歯科医が指を離す等すると針の末端部がシリンダ内に引き込まれるようにしたものであり、 は、カニューレを挿入するための針を患者から引き抜いた後、ラッチを移動させると針が中空のハンドル内に後退するものであり、いずれも針に接触することによる感染を防ぐという点で同様のものであった。本判決は、 はラッチがばねの力で駆動されるのに対し、 は手動によるもので、操作者の手及び身体の動きの制約度も異なり、構成のみならず作用効果の差異も顕著であるとし、また、Xは、 は に周知技術(「カニューレ挿入のための注射器」等)を付加したものに過ぎず構成が実質的に同一であるとも主張したが、仮にXの指摘する付加した技術が周知のものであったとしても、 は、カニューレ挿入用の注射器として使用することができるとまではいえないのでそのような主張は失当であるとし、請求を棄却した。

(12) 知財高判平成25年9月30日 判例時報2223号98頁

平成25年(ネ)第10027号 著作権侵害差止等請求控訴事件(一部控訴棄却、一部変更(上告・上告受理申立て))

本件は、日航機墜落事故に関して、「風にそよぐ墓標」という書籍を著述したY1と発行したY2に、当該事故の犠牲者の遺族であるXの著述した「雪解けの尾根JAL一二三便の墜落事故」と題する書籍の複製又は翻案に当たる部分があり、それによってXの著作権及び著作権人格権が侵害されたとして、Xが、Yらに対し、Yの書籍の複製、頒布の差止め及び廃棄並びに損害賠償を求めた事案である。

原審は、Xが、Yらの書籍には、Xの書籍中の記述の複製又は翻案に当たる記述が26か所あるという主張のうち、17か所について、Xの書籍の記述の複製又は翻案に当たると認め、Yらに対し、複製又は翻案に当たると認められた記述のある章を含むYらの書籍の複製、頒布の差止め及び廃棄を命じるとともに、連帯して、金58万1416円及びこれに対する遅延損害金を支払うように命じた。

原審の判断に対して、Yらが控訴をした。

控訴審における本判決においては、上記17か所の記述のうち14か所の記述について、 対応する記述の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、対応する記述を直接感得することができ、 記述について、同一性のある部分については、Xが当時抱いた驚愕や困惑、怒りや悲しみなどの感情を表現したものであり、Xの個性ないし独自性が

表れており、表現上の創作性が認められ、Yらの書籍中の各記述は、いずれも対応するXの書籍の記述に依拠して作成されたと認められるとして、Xの書籍中の記述の複製又は翻案に当たると認め、また、Yらが、Xよりその利用についての許諾を得たと認めるに足りる証拠はないとして、著作権及び著作者人格権の侵害を肯定し、原判決において、Yらの書籍の複製、頒布の差止め及び破棄を命じた部分に対するYらの控訴については、これを棄却し、一方、損害賠償については、原判決を変更し、Yらに対し、連帯して金57万7720円及びこれに対する遅延損害金を支払うように命じた。

(13)知財高判 平成26年7月17日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10242号 審決取消請求事件(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/326/084326_hanrei.pdf

特許権者が特許無効審判の無効審決の取消しを求めた事案であって、本件発明である「照明装置」が甲16発明、甲17公報記載の事項及び技術常識に基づいて当業者が容易に発明をすることができるとした審決には誤りがあるとして、審決が取消された事案。

本件発明は、照射面における各LEDの並設方向のみの光のむらを問題とし、これを解消しつつ、光量の無用の減衰をさせないという課題を解決するため、光の散乱角度を制御し、光を各LEDの並設方向と直交する方向にはほとんど拡散させず、主に各LEDの並設方向という一定の方向にのみ拡散させることができる構成を採用したものである。また、甲17公報には、光の拡散方向を制御して、特定の一方に集中的に拡散させることができる光拡散体(甲17発明)が記載されていると認められる。

一方、甲16発明は、従来の技術では、照射面のうち、LEDアレイの並設方向(横方向)の照度にも、これと直交する方向(縦方向)の照度にも偏りが生じ、縦方向の有効照射巾が狭く、かつ均一な照度を得られないという課題を解決するため、光を無指向に散乱させる散乱シート2(ポリエステルフィルム上に微粉末からなる光拡散層)を設けることにより、光をLEDアレイの並設方向にも、これと直交する方向(縦方向)にも散乱させ、照射面については均一な照度となるようにし、その縦方向については有効照射巾を拡大できるようにしたものである。

そうすると、甲16発明は、主としてLEDアレイの並設方向に光を集中的に拡散させることを課題とするものではなく、かえって、これと直交する方向にも光を拡散させることを課題とするものであるから、光を特定の1つの方向にのみ集中的に拡散させるという機能を有する光拡散体である甲17発明を、甲16発明に組み合わせることは、その動機付けを欠くものであり、当業者が容易に想到することができるものとは認められないというべきである。

また、甲16発明と本件発明との関係をもみても、甲16発明と本件発明とは、照射面における光のむらを解消することを課題の一部とする点では共通するが、甲16発明は、照度のユラギを改善して照射面全体における照度を均一とすることを目的とし、これに加えて、有効照射巾の拡大のため、縦方向にも光を散乱させることを課題とするものであり、かつ、その結果として、照射面における一定程度の照度の低下はやむを得ないことを前提とし、これを防止することは解決課題とはしていないのに対し、本件発明は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散は課題としておらず、かえって、同方向へはほとんど拡散させずに、光を無用に減衰させることなく主に各LEDの並設方向に集光させ、かつ、照度の低下を防止することを必須の課題とするものであるから、両発明の解決課題は全体として異なるものである。それだけではなく、本件発明は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散はほとんどさせないことにより、光を無用に減衰させることなく集光することを解決手段の1つとするものであるから、これとは逆に、同方向への光の拡散を課題の一部とする甲16発明には、本件発明を想到することについての阻害要因が存するというべきである。

以上によれば、甲16発明について、甲17発明を適用することが当業者にとって容易想到であるということはできず、本件発明が特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであるとした審決の判断には誤りがあり、その誤りは審決の結論に影響を及ぼすものである。

(14)知財高判 平成26年8月6日 裁判所HP

平成25年(ワ)第30183号、平成26年(行ケ)第10056号 商標権審決取消請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/369/084369_hanrei.pdf

「ネットワークおまかせサポート」の文字からなる本願商標は、「コンピューターネットワークに関する相談や接続設定の代行など、顧客が自分で判断・選択せず、他人にまかせてサポートしてもらおうサービス」という程の意味合いを表すものとして理解されるものであり、本願商標を、指定役務に使用しても、その役務の質を表示したものと認識・理解するにとどまるものであって、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないものというべきであるから、商標法3条1項3号に該当し、登録を受けることができない、という拒絶審決に対する取消訴訟。

原告は、本願商標が、一連一体に横書きされ一体不可分に構成された造語であって、造語である「ネットワークおまかせサポート」からは特定の観念が生じることはなく、かつ、商標の識別力の存否は商標の全体を觀察して判断すべきである旨主張したが、それ自体としては一体不可分の造語であるとしても、それを構成する各単語の語義並び

に本件指定役務に関連するコンピューターやモバイル等の電子応用機械器具・電気通信機械器具などを取り扱う業界分野における「ネットワークサポート」及び「おまかせサポート」の文字の使用状況などを勘案すれば、複合語として認識されるものである、として、原告の請求は棄却された。

(15)知財高判 平成26年8月7日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10298号 商標権審決取消請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/374/084374_hanrei.pdf

上段に丸文字風に装飾された欧文字で「MAGGIE」と横書きし、かつ、下段にアラビア文字で、上段の欧文字に相応しアラビア語を横書きした構成から成る本願商標は、「マギー」という称呼が生じる引用商標に類似するから、本願商標は商標法4条1項11号の規定により登録を受けることができないという審決に対する取消訴訟。

原告は、「マギー」との称呼が生じる引用商標とアラビア文字部分を含めた本願商標全体とを比較すれば、両者が外観上相紛れるおそれはない旨を主張したが、アラビア語は、我が国において一般的に知られた言語であるとはいえず、アラビア文字自体一般的に親しまれているとはいえない上、上段部分との関連性(上段部分の読みを併記する言語かどうか)や結び付き自体も明らかでないため、アラビア文字表示部分からは、称呼も特段の観念も生じない。そのような部分は取引者、需要者の注意を惹く部分ということではできず、本願商標においては、取引者、需要者にとって読むことが容易であり、記憶にも残りやすい欧文字である上段部分の「MAGGIE」が、指定商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められるから、本願商標と引用商標とは類似するとして、原告の請求は棄却された。

(16)東京地裁 平成26年7月17日 裁判所HP

平成25年(ワ)第7569号 特許権侵害差止等請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/381/084381_hanrei.pdf

特許権者である原告が被告製品の製造販売等の差止め等を求めた事案であって、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるから原告は被告に対し本件特許権を行使することができない(特許法104条の3第1項)として請求が棄却された事案。

本件発明である「上下動部材の先端に設けられた吸着具の吸着面にワークを吸着させてワークを搬送する吸着搬送装置に使用する流路切換ユニット」と乙8発明の相違点につき、本件発明が「正圧供給ポート」等が形成された「流路ブロック」を有するのに対し、乙8発明がそのような構成を有するか明らかでない点、本件発明では「真空破壊制御弁」及び「真空供給制御弁」が「流路ブロック」に設けられているのに対し、乙8発明がそのような構成を有するか明らかでない点、本件発明が「流路ブロック」によりコンパクト化された流路切換ユニットに関するものであるのに対し、乙8発明が複数個設けられた吸盤及び複雑に蛇行して長い流路を有する点で相違する。

これらは、本件発明では各ポートが形成された流路ブロックに各制御弁が設けられ、全体として小型化されているのに対し、乙8発明のカートン取出し装置では、流路ブロックを有するか不明であり、かえって吸盤と流路等から成るために小型とはいえないことを相違点とするものである。そこで、この相違点の容易想到性につき判断するに、本件特許の出願当時、真空を利用して電子部品等のワークを吸着し搬送する装置に関する技術分野においては、真空の供給及び破壊、正圧空気の供給等のために空気を流出入させるポートとこれらを連通する流路を一体化したブロック状の部材を設け、これに真空及び正圧空気の供給等のための弁を設け、装置全体の小型化を図ることは当業者にとって周知の技術事項であったことが認められる。また、乙8発明は真空を利用したカートンの吸着移動手段に関するものであり、装置の小型化が忌避されるといった事情は見当たらないから、乙8発明に上記周知の技術事項を適用することに阻害要因はないと解される。そうすると、上記相違点に係る本件発明の構成は当業者が容易に想到することができたものと認められる。

したがって、本件発明は乙8発明及び周知の技術事項に基づいて当業者が容易に想到することができたものとして特許無効審判により無効にされるべきであるから、原告は被告に対し本件特許権を行使することができない(特許法104条の3第1項)。

【民事手続】

(17)最三判平成26年7月29日 裁判所HP

平成24年(行ヒ)第267号 許可処分無効確認及び許可取消義務付け、更新許可取消請求事件(一上告人について棄却、他の上告人について敗訴部分取消し、第1審差戻し)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/346/084346_hanrei.pdf

一上告人以外は高城町住民である上告人らが、同町に設置された産業廃棄物の最終処分場を事業の用に供する施設に対しされた産廃事業許可の取消等を求めた事案について、原告適格が争点となった。

原審は、要旨「本件処分場における産業廃棄物等の処分により、上告人らの生命、身体の安全や生活環境を侵害さ

れ、又は必然的に侵害されるおそれがあるということは困難」として全上告人の原告適格を否定したが、最高裁は、廃棄物処理法の関連規定が、産業廃棄物の最終処分場の周辺地域に居住する住民に対し、そのような最終処分場からの有害な物質の排出に起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるとした上、かかる具体的利益は一般の公益の中に吸収解消させることが困難と指摘し、「産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」の原告適格を肯定した。

(18)東京高決平成26年2月28日 金法1998号154頁

平成25年(ラ)第2377号 不動産引渡命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

X及び同人が代表者を務めていた会社Aは、9件の土地建物(本件不動産)の元所有者であったところ、本件不動産を基本事件債務者兼所有者Bに対して売却した(本件売買契約)。本件売買契約に関しては、X及びAとBとの間で、2通の公正証書(本件公正証書)が作成され、(1)売買代金の一部の支払いと引換えに、X及びAが、Bに対し本件不動産についての所有権登記手続をすること、(2)売買代金残金の支払担保のために、Bが、本件不動産に基本事件債権者である金融機関Cを抵当権者とする抵当権設定登記をした後順位に、X及びAを抵当権者とする抵当権設定登記手続をすること、(3)Bは、X及びAに対し、本件不動産のうち一部の居室等の引渡しと引換えに売買代金残金を支払い、X及びAは、Bに対し、売買代金残金を受領したときに上記居室等の引渡しを行うこと、(4)Bは、XがAの本件売買契約における契約者の地位を承継し、本件売買契約の売買代金残金を譲り受けたことを承認すること、(5)XとBは、上記売買代金残金の支払債務を消費貸借の目的として準消費貸借契約を締結し、同契約上の債務を担保するために本件不動産に順位2番の抵当権を設定すること、(6)Bが他の債権者から強制執行または競売開始の申立てを受けたときを期限の利益喪失事由とすることなどがそれぞれ合意された上、上記(1)、(2)、(4)及び(5)についてそのとおり実行された。その後、金融機関Cが、本件不動産について上記抵当権に基づき担保不動産競売の申立てを行い(基本事件)、買受人となったYが本件不動産の所有権を取得した。そこで、Yが、Xに対して、上記各居室について引渡命令の申立てを行ったところ、原審がXに対して引渡命令を発令したため、これを不服とするXが、本件売買契約によって、その残代金債権を担保するための留置権が上記各居室について成立していると主張して、執行抗告をした。

本決定は、本件売買契約によって、その売買代金残金の支払請求債権を担保するための留置権が本件不動産上に成立したとすることができるが、X及びAとBとの間で、(1)Bは、売買代金の資金を調達するための金銭をCから借り入れ、その担保として本件不動産全部に抵当権を設定すること、(2)Cへの抵当権設定のため、X及びAは、Bに対し、本件売買契約の代金の一部を受領した段階で本件不動産全部の所有権移転登記手続をすること、(3)Xは、Aから本件売買契約の残代金債権を譲り受けた上、自らの残代金債権と併せて、これらの債権を消費貸借の目的として、Bとの間で準消費貸借契約を締結し、その資金債務を担保するため、本件不動産にCの抵当権に劣後する抵当権を設定することを合意し、そのとおり実行されたのであるから、上記準消費貸借契約の締結により旧債務である本件売買契約の残代金債権は消滅し、留置権も消滅したものと解されるとして、Xの執行抗告を棄却した。

【刑事法】

(19)最三決平成26年3月25日 判例タイムズ1401号165頁

平成26年(シ)第136号 保釈許可の裁判に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/084157_hanrei.pdf

被告人は、連続・準強姦(未遂)被告事件(追起訴を含めて5件)にて、第4回公判期日までの審理で全ての事実を認め、検察官請求証拠全てに同意し、取調べも終了し、次回に被告人質問、被害者の意見陳述、論告弁論を行い結審予定であったところ、弁護人は第4回公判期日終了後に保釈請求を行い、受訴裁判所は保釈保証金を1500万円とし被害者らとの接触禁止等の条件を付して保釈を許可した(原々決定)。検察官が抗告し、東京高裁は権利保釈除外事由を認めた上で、本件事案の悪質性、重大性、常習性に鑑みれば裁量保釈は相当でないとして保釈決定を取消し、保釈請求を却下したため(原決定)、弁護人は、権利保釈除外事由は認められない等として特別抗告をした。本決定は、特別抗告の趣意は適法な抗告理由に当たらないとした上で、職権で、被告人には権利保釈除外事由が認められるが、審理経過、妻が公判期日への出頭確保等を誓約していること、前科前歴がない等の事情から、上記条件を付した上で保釈を許可した決定は裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、これを取り消して保釈決定を却下した決定には、刑法90条の解釈適用を誤った違法があるとし、原決定を取消し、原々決定に対する抗告を棄却した。

(20) 最二判平成26年6月13日 最高裁HP

平成24年(あ)第193号 殺人,殺人未遂,殺人予備,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/367/084367_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(元厚生事務次官宅連続襲撃事件)

(事案)

被告人は,元厚生事務次官らの殺害を企て,(1)元厚生事務次官及びその妻に対し,それぞれ,その胸部等を包丁で数回突き刺すなどし,両名を失血死させて殺害し,(2)別の元厚生事務次官の妻に対し,その胸部を包丁で数回突き刺すなどしたが,同女が逃げ出したため殺害の目的を遂げず,(3)元社会保険庁長官で元最高裁判事の自宅近辺に,刃物等を積み込んだ自動車で赴くなどして,もって殺人の予備をし,(4)(3)の際,包丁等の刃物10本を不法に携帯したとして起訴され,第1審判決は死刑を科刑した。

被告人が量刑不当等を主張して控訴したが原判決は控訴を棄却した。被告人が上告した。

(判旨)

被告人は,子供の頃に飼い犬が殺処分を受けたこと等の「仇討ち」をするという考えを抱き続けていたところ,本件当時の厚生労働行政一般に対する不満等を募らせ,元官僚への憤りを強めて具体的な殺害計画を立てて本件に及んだものであって,犯行の経緯,動機は独善的で酌量の余地がなく,被告人は,相当な期間にわたり,殺害の対象とする元厚生事務次官らを選び出し,犯行の日時・順序,用いる凶器,殺害の手段・方法等につき入念に計画を練り,目的達成を確実にするため周到な準備を進めたものであり,本件は,元厚生事務次官やその殺害の妨げになるなどした場合にはその家族に対する確定的かつ強固な殺意に基づく,極めて高い計画性を有する犯行であり,(1)の殺害方法は,宅配業者を装い,その対応に出るなどした被害者2名に対し,その胸部等を包丁で数回突き刺して失血死させるという冷酷かつ残忍なものであり,(2)の犯行もほぼ同様の方法によるものである。被害者らに全く落ち度はない。2名の命を奪い,1名に心停止の危険が高い状態に陥らせ,重篤な後遺症が残る傷害を負わせた結果は誠に重大であり,遺族及び(2)の被害者の処罰感情が峻烈であるのも当然である。また,元厚生事務次官等を襲った連続的な犯行として,社会に与えた衝撃も大きいことから被告人の刑事責任は極めて重大であって,罰金刑以外の前科が見当たらないことなど,被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても,原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は,やむを得ないものとして,当裁判所もこれを是認せざるを得ないから上告は棄却する。

(21) 最一決平成26年7月22日 最高裁HP

平成24年(あ)第1391号 業務上過失致死被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/340/084340_hanrei.pdf

(要旨)

国から占用許可を得て市が公園の一部として開放し維持管理していた人工砂浜での埋没事故について,同砂浜を含む海岸の工事,管理に関する事務を担当していた国土交通省職員に同砂浜に関する安全措置を講ずべき業務上の注意義務があったとされた事例

(事案)

被告人(国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所工務第一課長)は,砂浜に生じた空洞の上を移動中の被害者(4歳)が陥没孔に生き埋めとなり死亡した事故について本件砂浜の安全管理をすべき注意義務違反があると業務上過失致死罪で起訴された。第一審判決は被告人に業務上の注意義務違反を認め有罪とした。被告人は控訴したが,控訴は棄却され,被告人が上告した。

(判旨)

本件砂浜は,国が所有権を有し,国の直轄工事区域内に存在し,本来の海岸管理者である兵庫県知事に引き渡されたことはないこと,国は本件砂浜についての海岸法上の占用許可を明石市に対して与えており,本件砂浜も国の一般的な管理下にあることを前提とした行動をとっていること,直轄工事区域内の海岸保全施設の維持管理を国がしていたことなどからすれば,本件砂浜についても,国がその安全管理をすべき基本的責任を負っていたというべきであり,その責任を担うべき組織は姫路工事事務所であり工務第一課は,その具体的担当部署の一つである。そして,本件砂浜の日常的な管理は国から占用許可を得ていた明石市が行っていたが,国と明石市の間には,本件砂浜における陥没続発のような異常事態への対応については明確な取決めがない中,姫路工事事務所は,同市と共に陥没対策に取り組み始めており,本件かぎ形突堤の瑕疵が原因で隣接する本件砂浜が陥没していることについて,国は対策を求められる立場にあったといえる。これらの事情に照らすと,工務第一課は,本件砂浜の安全管理を具体的に行うべき立場にあるから,被告人については,その地位や職責,権限に加え,その職務の遂行状況が,前記のとおり,本件のような事故を防止すべく本件砂浜の陥没対策に関して国側担当者として活動していたものであることなどに照らし,遅くとも打合せの席上で明石市から国としての対応を求められた同年6月15日以降,国土交通省による陥没対策工事が終了するまでの間,工務第一課自ら又は明石市若しくは東播海岸出張所に要請して安全措置を講じ,陥没等の発生によ

り本件砂浜利用者等が死傷に至る事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったと認められるから、被告人に本件砂浜に関する安全措置を講ずべき業務上の注意義務があったとした原判決は、相当であり、上告は棄却する。

(22) 最一判平成26年7月24日 最高裁HP

平成25年(あ)第689号 傷害致死被告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/084339_hanrei.pdf

(要旨)

傷害致死の事案につき懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例

(事案)

被告人兩名は、かねて兩名の間に生まれた三女にそれぞれ継続的に暴行を加え、かつ、これを相互に認識しつつも制止することなく容認することなどにより共謀を遂げた上、平成22年1月27日午前0時頃、大阪府内の当時の被告人兩名の自宅において、被告人Aが、三女(当時1歳8か月)に対し、その顔面を含む頭部分を平手で1回強打して頭部分を床に打ち付けさせるなどの暴行を加え、その結果、急性硬膜下血腫などの傷害を負わせ、同年3月7日午後8時59分頃、同府内の病院において、三女を急性硬膜下血腫に基づく脳腫脹により死亡させたとして起訴された。

(判旨)

指摘された社会情勢等の事情を本件の量刑に強く反映させ、これまでの量刑の傾向から踏み出し、公益の代表者である検察官の懲役10年という求刑を大幅に超える懲役15年という量刑をすることについて、具体的、説得的な根拠が示されているとはいえない結果、本件第1審は、甚だしく不当な量刑判断に至ったものというほかなく、法定刑の中において選択の余地のある範囲内に収まっているというのみで合理的な理由なく第1審判決の量刑を是認した原判決は、甚だしく不当であって、これを破棄しなければ著しく正義に反するから原判決を破棄し、被告人Aを懲役10年に処し、被告人Bは実行行為に及んでいないことから懲役8年に処する。

(23) 最二決平成26年8月19日決定 最高裁HP

平成26年(行ト)第55号 執行停止申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/084407_hanrei.pdf

1. 逃亡犯罪人引渡法35条1項の規定が、同法14条1項に基づく逃亡犯罪人の引渡命令につき、同法に基づく他の処分と同様に行政手続法第3章の規定の適用を除外し、上記命令の発令手続において改めて当該逃亡犯罪人に弁明の機会を与えるものとはしていないことが、憲法31条違反かが争われたが、最高裁判所は、同法の規定上、引渡命令の前提となる東京高等裁判所の審理に於いて弁明の機会等が付与されていることを指摘し、その手続全体からみて逃亡犯罪人の手続保障に欠けるものとはいえず、憲法31条の法意に反するものということとはできないとした。
2. また、傍論として、引渡命令の前提となる東京高等裁判所の決定に対する不服申立てが認められないことも、決定の性質上憲法81条違反にならないとした。

【社会法】

(24) 福岡高判平成25年12月12日 判例時報2222号123頁

平成25年(行コ)第27号 退職手当請求控訴事件(取消(上告受理申立て))

昭和56年ころに1年間の任期でY市の非常勤職員に任用され、平成24年3月末に退職するまで毎年1年間の任期で再任用されてきたXが、「Y市職員の退職手当に関する条例」(本件条例)に基づきYに対し退職手当の支払を求めたところ、1審判決は、Xは特別職であり、本件条例1条の「職員」に特別職の職員は含まれないとして、Xの請求を棄却したので、Xが控訴した控訴審。控訴審裁判所は、Xは中学校図書館で勤務日数や勤務時間の点で正規職員と異なることなく勤務し、校長による監督を受ける立場にあり、勤務成績不良の場合には市長によって解任される場合があるのであるから、その任用方法は地方公務員法の解釈を誤った任用であり、特別職の職員であると認定することはできず、Xは一般職の職員に当たる、Xは本件条例2条1項の「常時勤務に服することを要する者」には当たらないが、空白期間のない再任用により事実上雇用関係が継続することになり、正規の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が12月を超え、以後引き続き所定の勤務時間により勤務してきた者に該当するから、本件条例2条2項により、職員とみなされる、などとして、1審判決を取り消して、Xの請求を認容した。

(25) 東京地判平成26年1月27日 判例時報2221号107頁

平成22年(行ウ)718号 休業補償給付不支給処分取消請求事件(認容・確定)

本件は、訴外会社において瘦身エステのエステティシャンXが訴外会社の大宮教室に異動後、上肢障害を発症したことから労働者災害補償保険法所定の休業補償給付の支給を請求したところ不支給処分を受けたため処分の取消を求めた事

案である。

本判決は、Xが上肢に負荷をかけて行うマッサージに携わっていたこと、異動後の大宮教室の顧客数が相当数増加していた一方施術を行う十分な技量のない者が少なく、施術場所は室温が36度に設定されておりそのような環境の下作業を断続的に行う状況にあった等を指摘し、Xの業務を上肢障害発症の有力な原因とする趣旨の医学的意見もあること等をふまえ、業務起因性を肯定するのが相当であるとして処分行政庁がした不支給処分を取り消した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年4月14日 判例タイムズ1401号296頁

平成22年(行ケ)第10247号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/256/081256_hanrei.pdf

法務速報129号10番で紹介済

知財高判平成23年10月4日 判例タイムズ1401号239頁

平成22年(行ケ)第10298号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/669/081669_hanrei.pdf

法務速報126号24番で紹介済

知財高判平成24年12月25日 判例時報2221号94頁

平成23年(行コ)第10004号 手続却下処分取消請求控訴事件 控訴棄却(確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=82854

法務速報141号15番で紹介済

最三判平成25年4月16日 金法1998号146頁

平成24年(受)第651号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/083191_hanrei.pdf

法務速報144号37番で紹介済

最一決平成25年11月21日 金法1999号158頁

平成24年(許)第43号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/758/083758_hanrei.pdf

法務速報152号14番で紹介済

最二決平成26年1月21日 判例時報2223号129頁

平成25年(シ)第752号 勾留理由開示請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

法務速報155号13番で紹介済

最二決平成26年1月21日 判例タイムズ1401号172頁

平成25年(シ)第752号勾留理由開示請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/979/083979_hanrei.pdf

法務速報155号13番で紹介済

最三判平成26年2月25日 判例時報2222号53頁

平成23年(受)第2250号 共有物分割請求事件(破棄差戻)

法務速報155号1番で紹介済

最三判平成26年2月25日 判例タイムズ1401号153頁

平成23年(受)第2250号 共有物分割請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/978/083978_hanrei.pdf

法務速報155号1番で紹介済

東京高決平成26年2月25日 判例タイムズ1401号370頁

平成26年(ラ)第331号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

法務速報158号6番で紹介済

最一判平成26年2月27日 金法1998号140頁
平成23年(受)第2196号 所有権移転登記手続等請求事件(上告棄却)
法務速報155号12番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/983/083983_hanrei.pdf

最一決平成26年3月10日 判例タイムズ1401号167頁
平成24年(あ)第744号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
法務速報155号15番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/084038_hanrei.pdf

最一判平成26年4月24日 判例時報2221号35頁
平成23年(受)第1781号 執行判決請求事件 破棄差戻
法務速報157号14番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84147

名古屋高判平成26年4月24日 判例時報2223号25頁
平成25年(ネ)第752号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立て))
法務速報157号5番で紹介済

最一判平成26年4月24日 判例タイムズ1401号157頁
平成23年(受)第1781号 執行判決請求事件(破棄差戻し)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/147/084147_hanrei.pdf
法務速報157号14番で紹介済

2. 平成26年(2014年)8月15日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

横浜弁護士会 編 ぎょうせい 311頁 3,564円
マンション・団地の法律実務

福田剛久/高橋譲/中村也寸志 編 青林書院 765頁 8,208円
最新 裁判実務大系 医療訴訟

小賀野晶一/栗宇一樹/古笛恵子 編 保険毎日新聞社 401頁
4,968円
交通事故における素因減額問題

高木宏行/岸郁子 編著 学陽書房 263頁 3,456円
自転車事故の法律相談

横浜弁護士会インターネット法律研究会 編 法学書院 239頁
1,944円
ネットトラブルの法律相談Q&A

池田秀敏 編著/篠連/舘彰男/原口昌之 著 新日本法規 430頁
5,076円
家事事件の法務・税務・登記

4.8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

河野順一 著 酒井書店 502頁 7,776円

労使トラブル解決マニュアル 紛争類型別「要件事実」

伊藤幹郎/後藤潤一郎/村田浩治/佐々木亮 著 エイデル研究所 253頁
2,700円

労働審判を使いこなそう!典型事例から派遣・偽装請負契約まで

市毛由美子/大東泰雄/西川貴晴/竹内千春 著 民事法研究会
271頁 2,376円

Q&Aプライベート・ブランドの法律実務 商品企画・開発から製造,販売までの留意点

服部明人/岡伸浩 編 清文社 411頁 3,240円

豊富な事例でリスクに備える 最新 企業活動と倒産法務

丸橋 透/松嶋隆弘 編著 三協法規 327頁 3,996円

景品・表示の法実務

5. 発刊書籍<解説>

「マンション・団地の法律実務」

マンション建築,購入,管理,生活紛争関係や団地の管理等について,具体的な紛争や訴訟手続について解説されている。裁判例は約500件紹介されている。

「労働審判を使いこなそう!典型事例から派遣・偽装請負契約まで」

労働審判の典型的な事案として解雇事件等について,特殊な雇用形態の場合として,派遣,請負などの場合について解説されており,労働審判の活用事例や手続上の工夫についても解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。